

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年7月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第30号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則中第11項を第13項とし、第8項から第10項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第7項中「、「同項の」とあるのは「法附則第35条第1項第1号の」と、「長期譲渡所得の特別控除額」とあるのは「短期譲渡所得の金額から控除する金額」と」を削り、同項を附則第9項とする。

附則第6項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項各号中「から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」を「（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項前段に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）」に改め、同項を附則第8項とする。

附則中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 条例附則第4条の5第2項本文の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 条例第28条第1項第1号の規定の適用については、同号中「若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除」とあるのは、「、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは条例附則第4条の5第2項本文に規定する通算後譲渡損失の金額の控除」とする。

(2) 条例第28条第1項第2号又は第3項の規定の適用については、同号又は同項中「又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除」とあるのは、「同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は条例附則第4条の5第2項本文に規定する通算後譲渡損失の金額の控除」とする。

4 条例附則第5条第2項本文の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 条例第28条第1項第1号の規定の適用については、同号中「若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除」とあるのは、「同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは条例附則第5条第2項本文に規定する通算後譲渡損失の金額の控除」とする。

(2) 条例第28条第1項第2号又は第3項の規定の適用については、同号又は同項中「又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除」とあるのは、「同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は条例附則第5条第2項本文に規定する通算後譲渡損失の金額の控除」とする。

様式第25号の3中「特別徴収されるようお願いします」を「特別徴収されたいので申し出ます」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則附則第8項第2号（同規則附則第9項において準用する場合を含む。）の規定は、平成16年度分の個人の市民税から適用し、平成15年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)